

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p style="text-align: center;">〔 日本機械輸出組合 日本鉄道システム輸出組合 日本船舶輸出組合 〕</p> <p style="text-align: right;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00079 沿革 <u>平成30年8月1日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書又は貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「船舶特約書」という。また、以下三者を総称して「設備財特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第4条（附帯別表第3）の保険契約締結の制限及び第6条（附帯別表第6）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p style="text-align: center;">〔 日本機械輸出組合 日本鉄道システム輸出組合 日本船舶輸出組合 〕</p> <p style="text-align: right;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00079 沿革 <u>平成30年7月10日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書又は貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「船舶特約書」という。また、以下三者を総称して「設備財特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第4条（附帯別表第3）の保険契約締結の制限及び第6条（附帯別表第6）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>「別紙6 WTO協定における農業に関する協定の対象品目」</u>に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出契約等の輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）を含む対象契約について、当該貨物に係る船積日から当該貨物の代金の最終決済日までの期間（分割して船積みを行う場合にあっては各船積に係る期間をいう。）が18月を超える場合は、当該貨物に係る部分については、設備財特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p><u>(14) 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる対象契約については、以下のとおりとする。</u></p>	<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 別紙6に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出契約等の輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）を含む対象契約について、当該貨物に係る船積日から当該貨物の代金の最終決済日までの期間（分割して船積みを行う場合にあっては各船積に係る期間をいう。）が18月を超える場合は、当該貨物に係る部分については、設備財特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p>	

新	旧	備考
<p>① 「別紙7 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国」1に掲げる国を対象契約の相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金等の支払人が異なる場合は、当該代金等の支払人とする。以下①及び②において同じ。）の所在する国又はILCの発行銀行又は確認銀行の所在する国（ILCの発行銀行又は確認銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、本店の所在する国とする。以下②において同じ。）とする対象契約のうち、ユーザンスが1年以上のものであって当該対象契約の相手方又はILCの発行銀行若しくは確認銀行が名簿上名簿区分Gに格付けされているもの（以下「ユーザンスが1年以上の公的債務者向け対象契約」という。）については、設備財特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>② 「別紙7 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国」2に掲げる国を対象契約の相手方の所在する国又はILCの発行銀行又は確認銀行の所在する国とする対象契約のうち、ユーザンスが1年以上の公的債務者向け対象契約であって、契約金額が500万SDR以上（国民所得が10億アメリカ合衆国ドル未満の国については100万SDR以上）のものについては、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行したものに限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p> <p>(15) その他</p>	<p>(14) その他</p>	
2 (略)	2 (略)	
<p>附 則 [抄] 附 則 [平成30年8月1日] この改正は、平成30年8月8日から実施する。</p>	<p>附 則 [抄] 附 則 [平成30年7月10日] この改正は、平成30年7月18日から実施する。</p>	
[別紙1]～[別紙6] (略)	[別紙1]～[別紙6] (略)	

新				旧	備考																																																
<p>[別紙7]</p> <p>公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国</p> <p>1 対象国</p> <table border="1"> <tr> <td>アフガニスタン</td> <td>イエメン</td> <td>ガンビア</td> <td>ギニアビサウ</td> </tr> <tr> <td>キリバス</td> <td>キルギス</td> <td>サモア独立国</td> <td>サントメ・プリンシペ</td> </tr> <tr> <td>タジキスタン</td> <td>チャド</td> <td>中央アフリカ共和国</td> <td>ツバル</td> </tr> <tr> <td>トーゴ</td> <td>トンガ</td> <td>ニジェール</td> <td>ハイチ</td> </tr> <tr> <td>ブルンジ</td> <td>マーシャル諸島</td> <td>マラウイ</td> <td>ミクロネシア</td> </tr> <tr> <td>南スーダン共和国</td> <td>モザンビーク</td> <td>モルディブ</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 対象国</p> <table border="1"> <tr> <td>ウガンダ</td> <td>エチオピア</td> <td>ガーナ</td> <td>カメルーン</td> </tr> <tr> <td>ギニア</td> <td>ケニア</td> <td>コートジボワール</td> <td>コモロ</td> </tr> <tr> <td>コンゴ民主共和国</td> <td>シエラレオネ</td> <td>セネガル</td> <td>ソロモン</td> </tr> <tr> <td>タンザニア</td> <td>バヌアツ</td> <td>ブルキナファソ</td> <td>ベナン</td> </tr> <tr> <td>マダガスカル</td> <td>マリ</td> <td>モーリタニア</td> <td>モルドバ</td> </tr> <tr> <td>リベリア</td> <td>ルワンダ</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				アフガニスタン	イエメン	ガンビア	ギニアビサウ	キリバス	キルギス	サモア独立国	サントメ・プリンシペ	タジキスタン	チャド	中央アフリカ共和国	ツバル	トーゴ	トンガ	ニジェール	ハイチ	ブルンジ	マーシャル諸島	マラウイ	ミクロネシア	南スーダン共和国	モザンビーク	モルディブ		ウガンダ	エチオピア	ガーナ	カメルーン	ギニア	ケニア	コートジボワール	コモロ	コンゴ民主共和国	シエラレオネ	セネガル	ソロモン	タンザニア	バヌアツ	ブルキナファソ	ベナン	マダガスカル	マリ	モーリタニア	モルドバ	リベリア	ルワンダ				
アフガニスタン	イエメン	ガンビア	ギニアビサウ																																																		
キリバス	キルギス	サモア独立国	サントメ・プリンシペ																																																		
タジキスタン	チャド	中央アフリカ共和国	ツバル																																																		
トーゴ	トンガ	ニジェール	ハイチ																																																		
ブルンジ	マーシャル諸島	マラウイ	ミクロネシア																																																		
南スーダン共和国	モザンビーク	モルディブ																																																			
ウガンダ	エチオピア	ガーナ	カメルーン																																																		
ギニア	ケニア	コートジボワール	コモロ																																																		
コンゴ民主共和国	シエラレオネ	セネガル	ソロモン																																																		
タンザニア	バヌアツ	ブルキナファソ	ベナン																																																		
マダガスカル	マリ	モーリタニア	モルドバ																																																		
リベリア	ルワンダ																																																				
[別表] (略)				[別表] (略)																																																	